

呉市公共施設への太陽光発電設備導入に係る サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

本市では、令和5年3月に策定した「第3次呉市環境基本計画」「呉市地球温暖化対策実行計画」の中で、国の目標に準じて2013年度を基準として温室効果ガスの排出量を2030年度までに46%削減し、2050年には実質ゼロを目指すこととしており、ゼロカーボンシティ宣言を行っています。

現在、ゼロカーボンシティ実現に資する施策の1つとして、本市が所有する公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。本年度、太陽光発電設備導入可能性調査を実施し、対象施設80施設を絞り込みましたが、具体的な手法が定まっておりません。

そこで、本市の財政状況を鑑み、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、コスト削減を図ることができるPPAをはじめとした有効な導入手法を検討するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

なお、本調査で提出された意見は、事業化に当たっての参考としますが、本調査への参加の有無や調査における意見の内容は、公共施設への太陽光発電設備設置事業者の選定プロセスには影響を及ぼすものではありません。

2 調査の概要

(1) 対象施設（80施設）

対象施設は、別紙のとおりとし、ア～ウに分類しています。

ア 現地調査実施施設（25施設）

市が実施した導入可能性調査において現地調査を実施し、設置場所や導入発電容量を想定しています。積載荷重の確認が必要な施設を含みます。

イ 現地調査未実施施設（34施設）

導入可能性調査を実施し、太陽光発電設備設置対象施設と判断していますが、現地調査未実施のため、設置場所は想定していません。導入発電容量については、上記アの調査結果に基づき、数値を当てはめて想定しています。上記アと同様に積載荷重の確認が必要な施設を含みます。

ウ 既設施設（21施設）

既に太陽光発電設備が設置済みの施設です。調達方法は直接購入設置又は屋根貸しがあります。故障のため使用停止中の施設があります。

(2) 本調査の対象者

ア 参加することができる民間事業者は、太陽光発電設備の設置について知見を有する法人または法人のグループで、次に掲げるすべての要件に該当する者。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

②呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団

員等である者又はその統制の下にある者でないこと。

③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

⑤市税（本市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。

⑥政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

イ 法人のグループの場合は、複数のグループに所属して参加することはできません。

(3) 参考資料

資料 ①対象施設一覧表（施設概要、電力使用量、図面の有無等）

②関係図面（参加申込をされた後に別途配布します。）

(4) 現地視察

対象施設の現地視察を一定期間設ける予定です。

(5) 対話の内容

主に、次に掲げるテーマについて、可能な範囲で御意見や御提案をお聞かせください。

なお、事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

次に掲げるテーマ以外についても、本事業の公募に関連する事項や、その他課題などがあれば御意見をお聞かせください。

また、対話当日は、事前に御提出いただいた対話資料に沿って御説明をお願いします。

①対象施設ごとの太陽光発電設備の導入手法

②活用を見込む交付金・補助制度

③太陽光発電設備設置における屋根（防水）を含む施工方法

④太陽光発電設備の管理方法

⑤屋根貸し施設の契約期間終了後の導入手法

⑥事業に向けたスケジュール（プロポーザル方式による事業者選定の場合）

⑦その他、考えられるアイデア、リスク、ノウハウ等

3 本調査の流れ

(1) 参加申し込み

参加の申し込みは、令和6年3月11日（月）午後5時までに呉市公共施設への太陽光発電設備導入に係るサウンディング型市場調査参加申込書（様式1）及び市提供資料に関する誓約書（様式2）を電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「【参加者名】サウンディング型市場調査（太陽光発電設備）参加」としてください。メールアドレスは、「6 連絡先」を参照してください。

(2) 対話日時・場所の決定

- ①対話の日時等は、参加者にメール等でお知らせします。
- ②対話の実施時間は、9時～17時までの間、1時間程度で設定します。
- ③申込多数の場合、希望する時間帯に沿えない場合があります。
- ④本調査の実施後、別途追加調査をお願いする場合があります。
- ⑤直接対話の実施場所は、呉市役所本庁舎内で行います。
希望により、Web会議システム（Zoom）による対話も可能です。

(3) 本調査の実施方法

- ①対話は、事業者ごとに個別に行います。
- ②対話・提案に必要な資料（「2 調査の概要（5）対話の内容」の項目に対する意見・考え方を説明する資料、当該意見・考え方、積算等の根拠を説明する資料）及び会社概要（パンフレット等）を5部持参してください。Webによる対話の場合は、資料のデータ送付をお願いします。
なお、様式に指定はありません。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要について、事業者への内容確認を行った上で了解を取った後、ホームページに掲載します。
事業者名や非公表としたい事業者のノウハウに関する部分は、原則として公表しません。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
(1) 実施要領の公表	令和6年2月22日（木）
(2) 参加申込期間	令和6年2月22日（木）～3月15日（金）
(3) 現地視察	参加申込日～令和6年3月15日（金）の間で調整
(4) 対話実施日等の連絡	令和6年3月中旬
(5) 対話内容の説明資料事前提出	対話の日の1週間前まで
(6) 対話の実施	令和6年3月22日（金）～3月29日（金）までの間のいずれか1日（1時間～2時間程度）を予定
(7) 調査結果概要の公表	令和6年4月以降

5 調査参加協力に関する留意事項

(1) 参加の取り扱い

本調査結果に基づき事業者公募が実施される場合であっても、本調査への参加実績が、公募における優位性を持つものではありません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に要するすべての費用（書類作成、対話への参加費用等）は、参加事業者の負担としますのでご了承ください。

(3) 守秘義務について

本調査を通じて得た情報は口外されないようお願いします。

(4) その他

本調査について不明な点等がありましたら、環境政策課までお問い合わせください。

6 連絡先

呉市環境部環境政策課 担当：西国，松見，熊本，樋口
〒737-8501
呉市中央4丁目1-6
TEL：0823-25-3301
FAX：0823-32-1621
E-mail：kansei@city.kure.lg.jp